

社会福祉法人 1980 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 1980（以下「この法人」という）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
2. 常勤役員とは、定時評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
3. 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
4. 報酬等とは、社会福祉法第 45 条の 35 第 1 項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。報酬等と費用とは、明確に区分されるものとする。
5. 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。費用と報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は、役員に対して常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。ただし、理事長及び理事は無報酬とする。また、評議員の報酬は、定款第 8 条に定めるとおり無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 この法人の監事の報酬は別表第 1「役員の報酬年額」のとおりとし、各々の監事の報酬年額は別表第 1「役員の報酬年額」のうちから、評議員会が決議するものとする。

(報酬の支払い日)

第 5 条 監事の報酬は、年当該年度の監事監査報告書が提出され次第、速やかに支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第 6 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 2 項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 25 日（定時評議員会の開催日）から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 28 日（定時評議員会の開催日）から施行する。

別表第 1 役員の報酬年額

- 理事長 0 万円までの範囲内
- 業務執行理事 0 万円までの範囲内
- 理事 0 万円までの範囲内
- 監事 年額 20 万円までの範囲内